

オンラインカジノは違法です。

弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

ご相談については下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー

弁護士 渡邊 雅之

TEL: 03-5288-1021

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

【経歴等】

東京大学法学部卒業	1995年3月
総理府官房総務課退職	2000年3月
司法修習修了(54期)・弁護士登録	2001年10月
アンダーソン・毛利・友常法律事務所	2001年10月～2009年7月
Columbia Law School(LL.M.)	2007年修了
弁護士法人三宅法律事務所	2009年8月～現在

【役職】

弁護士法人三宅法律事務所 シニアパートナー
第二東京弁護士会民事介入暴力対策委員会 委員
株式会社王将フードサービス 社外取締役
日特建設株式会社 社外取締役(現任)
株式会社広濟堂ホールディングス 社外取締役(現任)
株式会社代々木アニメーション学院 社外取締役(現任)
[政府・特定観光施設区域整備推進会議委員](#) (現任)

※2017年に有識者でつくる特定複合観光施設区域整備推進会議の委員となり、政府に「日本型IR」の在り方を提言した。

【専門】

コンプライアンス対応、金融規制法、民暴・マネロン対応、M&A 等

オンラインカジノ(ネットカジノ)とは？

- インターネット等を通じて行われるカジノをオンラインカジノ (online casino) と言う。日本では「ネットカジノ」とも言われる。英国領マン島、フィリピン、マルタのように、オンラインカジノ (ネットカジノ) を合法化している国・地域もある。
オンラインカジノ (ネットカジノ) に対して、カジノ施設で行われるカジノのことをLand based casino (「ランドベースカジノ」) ということがある。
- オンラインカジノに参加することが刑法185条の賭博罪に該当し、オンラインカジノを運営する事業者が刑法186条2項の賭博場開帳罪に違反するのではないかとの議論がある。

衆議院予算委員会での岸田首相の発言

- 山口県阿武町が、新型コロナの給付金を誤ってひとりに4630万円を振り込み、逮捕された男性が「オンラインカジノで使い切った」と話していた問題に関して、2022年6月1日の衆議院予算委員会の集中審議で岸田文雄総理は、オンラインカジノについて「違法なものであり、関係省庁と連携し厳正な取り締まりを行う」との考えを示した。
- **オンラインカジノは、日本の法律においては違法であると考えられる。**

刑法上の規定

○刑法

第23章 賭博及び富くじに関する罪

(賭博)

第185条 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

(常習賭博及び賭博場開張等図利)

第186条 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

(富くじ発売等)

第187条 富くじを発売した者は、2年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 前2項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

賭博罪と保護法益

(賭博)

第八十五条 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

(常習賭博及び賭博場開張等図利)

第八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

【賭博罪の保護法益】

賭博行為は、国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風を害するばかりでなく、甚だしきは暴行、脅迫、殺傷、強盗罪その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらある(最大判昭和25年11月22日刑集4巻11号2380頁)。

賭博罪の構成要件①

□ 「賭博をした者」は、平成7年改正前の刑法においては、「偶然ノ輸贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者」(＝偶然の事情に関して財物を賭けてその得喪を争う者)とされていたが、現行刑法においても意義については変更はない。

⇒① 偶然性、および、②財物を賭けてその得喪を争うこと、が構成要件。

□ 「一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるとき」が違法性阻却事由。

□ 偶然性

- 「偶然」とは、当事者において確実に予見できず、又は自由に支配し得ない状態をいい、また、主観的に不確実であることをもって足り、客観的に不確定であることまでを要しない(大判大3・10・7、大判大11・7・12)。
- 技量等の差異により勝敗が予め歴然としているときは別段、多少とも偶然の事情により勝敗が左右されうるような場合には偶然性がある(大判明44・11・13)。
- (判例) 囲碁の勝敗、将棋の勝敗、麻雀遊戯の勝敗
- 判例で偶然性が認められたもの。

○ 闘鶏(大判大11・7・12) ○ 取引所の相場(米穀取引所相場、大判明45・5・23)(株式先物相場、大阪高判昭27・1・1)
○ 競馬(大判明44・5・6) ○ 麻雀(大判昭6・5・2)
○ 囲碁(大判大4・6・10) ○ 将棋(大判昭12・9・21) ○ ジャンケン札及び花札(大判大12・11・14) ○ チーハー(大判明38・2・2) ○ 三突(大判大5・10・6)
○ ピン倒し(大判昭2・11・17) ○ ABC三色ゲーム(札幌高判昭28・6・23)

賭博罪の構成要件②

➤ 財物を賭けてその得喪を争うこと

✓ 「財物」

有体物に限らず、広く「財産上の利益」であれば足り、債権等を含む。

✓ 「財物の特喪」

- 「財物の得喪」とは、勝者が財産を得て、敗者はこれを失うことをいう。
- 富くじ(宝くじ・ロタリー)の販売は、販売者が財物を失うことはないので、別の犯罪の構成要件とされる(刑法187条)。したがって、オンラインロタリーについては、賭博罪(185条)ではなく、富くじを販売した罪・富くじを授受した罪(刑法187条1項・3項)が問題となる。

✓ 「賭ける」こと

財物授受の約束があれば足り、現に賭場に提出することを要しない(大判明45・7・1)。金銭に代えて予め購入した遊戯券を提供させる場合も、それが金銭の代用物として使われたにすぎないときは、金銭を賭けたものとされる(札幌高判昭28・6・23)。

賭博罪の違法性阻却事由

- 一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるとき(185条ただし書:違法性阻却事由)
- 判例は価格の僅少性と費消の即時性の両者を加味して判断している。
- 社会的地位・職業、賭博行為の回数、賭けた財物の種類・数量・価額等が重要な要素となる。
- 金銭そのものの得喪を争う場合は、その金額の多少にかかわらず、一時の娯楽に供する物ではない(大判大11・11・21)。金銭が賭けられた以上、それが一時の娯楽に供する物の対価に充てることとされている場合でも、本条ただし書には該当しない(大判昭4・2・12)。
- 外形的には客相手に賭博的要素を含む遊技を行う形態の営業行為であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定するところにより風俗営業の許可を受けた者がその許可条件に従って客に遊技をさせる場合には、一時の娯楽に供する物を賭けている場合にあたるとして賭博罪の成立が否定される場合が多い。⇒パチンコ・パチスロ

パチンコ・パチスロ

- 風俗営業の4号営業（パチンコ・パチスロ）（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」）2条1項4号）に該当すること、射幸性を抑えていること、風俗営業法23条1項の要件（以下）を満たしていること（三店方式）から、警察は「違法とまではいえない」という立場を取っている。
- 「遊技」であり、「賭博」ではない。パチンコ業は、それが刑法の賭博罪が例外として定める「一時の娯楽」（刑法185条ただし書）の範疇を超えないように、常にそのギャンブル性（射幸性）がコントロールされながら合法的に存在している。
- 証券取引所は、「出玉の景品を換金する業界慣行の合法性があいまいなため、投資家保護を果たせない。」としてパチンコホール運営会社の上場を認めていない。

○風営法2条1項

この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

1号～3号（略）

4 まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

賭博罪の違法性阻却の根拠

公営競技に関しては、特別な法律により「正当行為」(刑法35条)として違法性が阻却されている。違法性を阻却する要件として考慮すべき項目は次の8点であり、これらの各項目について具体的な案件において総合的な判断がなされる(平成28年12月2日の盛山正仁法務副大臣の答弁)。

- ①目的の公益性・・・「収益の使途の公益性」は一例でこれに限定されない。(※)
- ②運営主体の性格・・・「官これに準ずる団体」であることは一例にすぎない。(※)
- ③収益の扱い
- ④射幸性の程度
- ⑤運営主体の廉潔性
- ⑥運営主体の公的管理監督
- ⑦運営主体の財政的健全性
- ⑧副次的弊害の防止

(※)平成28年12月8日参議院内閣委員会での大門実紀史議員の質問に対する加藤 俊治政府参考人(法務省大臣官房審議官)の答弁

*パチンコ・パチスロに関しては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上の「遊技」であり、「賭博」ではない。パチンコ業は、それが刑法の賭博罪が例外として定める「一時の娯楽」(刑法185条但書)の範疇を超えないように、常にそのギャンブル性(射幸性)がコントロールされながら合法的に存在しているので、上記の8つの項目を満たしているものとして正当行為(刑法35条)として違法性阻却されるものではない。

違法性阻却の各項目はIR推進法にも規定されている

目的の公益性	<p>カジノ単体ではなく、会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設を加えることによりIR全体として公益性が認められる(法案2条1項)。</p> <p>✓ 法案1条の目的においては、「特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」こととされており、明らかに公益の目的に資するものと言える。</p>
運営主体の公益性	<p>✓ カジノ運営者を含むカジノ施設関係者に対しては、カジノ管理委員会(カジノ施設関係者に対する規制)を設置して、公営競技以上の厳格な規制に服することとされている(法9条、11条)。</p>
収益の扱い	<p>✓ 納付金・入場料を徴収することができる(法12条、13条)。</p> <p>✓ 法案提出者の意思としては当然徴収することが前提とされている。</p>
射幸性の程度	<p>✓ この要件は風適法の「遊技」として行われているパチンコ・パチスロを意識したものであり、公営競技や宝くじにおいては射幸性の程度に関する規制はない。</p>
運営主体の廉潔性	<p>✓ カジノ運営者を含むカジノ施設関係者に対しては、カジノ管理委員会(カジノ施設関係者に対する規制)を設置して、公営競技以上の厳格な規制に服することとされている(法9条、11条)。</p>
運営主体の公的管理監督	<p>✓ カジノ運営者を含むカジノ施設関係者に対しては、カジノ管理委員会(カジノ施設関係者に対する規制)を設置して、公営競技以上の厳格な規制に服することとされている(法9条、11条)。</p>
運営主体の財政的健全性	<p>✓ カジノ管理委員会のIR事業者への免許付与において厳格な背面調査</p>
副次的影響の防止	<p>✓ 法10条(カジノ施設の設置及び運営に関する規制)に項目を挙げて、それぞれの項目でカジノ施設の利用に伴う悪影響が生じることの様々な措置を講ずることとしている。</p>

IR(カジノを含む統合型リゾート)と公営競技・宝くじの違法性阻却の比較

	IR(カジノを含む統合型リゾート)	公営競技・宝くじ等
根拠法	IR実施法案	競馬は競馬法及び日本中央競馬会法、競艇はモーターボート競走法、競輪は自転車競技法、オートレースが小型自動車競走法、宝くじは当せん金付証票法、totoはスポーツ振興投票の実施等に関する法律
目的の公益性	観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資すること カジノ単体ではなく、会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設を加える	(例えば競馬法においては)馬の改良増殖その他畜産の振興という健全な社会的な目的
運営主体の性格	民間事業者(カジノを含むIR施設の運営者)	日本中央競馬会、都道府県等の公的主体
収益の扱い	納付金・入場料を通じてカジノ施設の収益を社会に還元 ・売上からの控除率は国際競争力も考慮して決める。	収益の一部を主催者が控除 ・売上からの控除率:競馬は25%は宝くじは55%、totoは50%
射幸性の程度	原則制限なし	原則制限なし
運営主体の廉潔性	カジノ管理委員会がIR事業者の廉潔性を背面調査等を通じて厳格に審査する。	公的主体であるため廉潔性が認められるとされる。
運営主体の公的管理監督	カジノ管理委員会によるIR事業者や関係者の厳格な監督	競艇は国土交通省、競輪とオートレースは経済産業省、競馬が農林水産省、宝くじは総務省、totoは文部科学省
運営主体の財政的健全性	カジノ管理委員会のIR事業者への免許付与において厳格な背面調査	公的主体であるため運営主体の財政的健全性はあまり問題視されない(実際には財政難の公営競技もある)
副次的弊害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル依存症対策、治安維持、反社対策、マネロン対策など万全な対策 ・厳格な入場規制 ・厳格な広告規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の反社対策は取られているものの、ギャンブル依存症対策は皆無 ・入場規制なし ・宝くじ等広告規制なし

IR(カジノを含む統合型リゾート)は十分違法性阻却の要件を満たし得る

- 公営競技の違法性阻却はかなり「公的主体」であること(「目的の公益性」、「運営主体の性格」、「収益の扱い」、「運営主体の廉潔性」)によるものであると考えられる。「運営主体の公的管理監督」、「運営主体の財政的健全性」、「副次的弊害の防止」が十分であると言えるか疑問が残る(とりわけ「副次的弊害の防止」)。ギャンブル依存症対策や広告規制などの「副次的弊害の防止」については今以上の対策を講ずるべきである。
- IR(カジノを含む統合型リゾート)は、カジノ管理委員会の厳格な監督を通じて、「運営主体の廉潔性」、「運営主体の公的管理監督」、「運営主体の財政的健全性」は公営競技よりも優れたものとなることが想定される。また、「副次的弊害の防止」に関しては、ギャンブル依存症や入場料規制等の公営競技で全く取り組まれていないことを新たに取組もうとするものである。
- 以上を総合的に考えると、IR(カジノを含む統合型リゾート)は、刑法の賭博罪の違法性阻却の要件を十分に満たすものであると考えられる。

○附帯決議

2. 政府は、法第5条に基づき必要となる法制上の措置を講ずるにあたり、特定複合観光施設区域の整備の推進の目的の公益性、運営主体の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。

IR整備法上の違法性阻却の規定

- 現在、大阪府及び長崎県の2つの都道府県等から区域整備計画の認定の申請が行われているランドベースのカジノを含む統合的なリゾート（Integrated Resort（IR））の整備をする『特定複合観光施設区域整備法』（「IR整備法」）においては、賭博罪との関係での合法性の問題、賭博依存症対策の問題、マネー・ローンダリング対策の問題、反社会的勢力の排除の問題等の対応をすることが求められている。これらの公益性の高い対策を講ずることにより、IR整備法では賭博罪が違法性阻却されている（IR整備法39条参照）。
- すなわち、認定設置運営事業者（＝国土交通大臣から認定を受けたIR運営事業者）は、カジノ管理委員会からカジノ事業免許を受けたときは、免許に係るカジノ施設で、当該免許に係る種類・方法のカジノ行為（ゲーミング）に係るカジノ事業を行うことができる。この場合、当該カジノ事業免許に係るカジノ行為区画で行うカジノ行為については、刑法185条（賭博罪）、刑法186条（1項：常習賭博罪、2項：賭博場開帳罪）の規定は、適用されないこととされている。

○特定複合観光施設区域整備法39条 （免許等）

第三十九条 **認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。**この場合において、当該免許に係るカジノ行為区画で行う当該カジノ行為（中略）については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第八十五条及び第八十六条の規定は、適用しない。

グレーゾーン論者の主張

- オンラインカジノ自体が上記で説明した賭博罪（刑法185条1項）の構成要件である「偶然性」「財物を賭けてその得喪を争うこと」のいずれの構成要件にも該当し、違法性阻却事由である「一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるとき」に該当しないことは比較的明らかである。
- 国外で日本人がカジノでプレーすることや日本の法人が海外でカジノを運営することは、（常習）賭博罪や賭博場開帳罪の対象とならない。他方、日本国内の店舗（インターネット賭博カフェ）においてオンラインカジノを提供している場合は、運営者には賭博開帳罪、プレイヤーには（常習）賭博罪が適用される。
- 賭博罪の成立を「否定する」（グレーという）論者（グレーゾーン論者）は、属地主義・必要的共犯を持ち出して賭博罪の成立がグレーであるという。
- 問題となるのは、海外のオンラインカジノ事業者が日本国内に店舗を設けずに、インターネットを通じて日本国内のプレイヤーにオンラインカジノを提供している場合である。ここにいう「海外のオンラインカジノ事業者」には、日本にいる者が海外にサーバーを設けているような実態が国内で行われている場合とそうでない場合のいずれも含む。
- このようなオンラインカジノについて「違法ではない」と主張する者も、完全に「合法である」とは主張しておらず、以下のとおり、「グレーゾーン」でありプレーをしても（常習）賭博罪に該当しないので、「安心してプレーをしてください」「インターネット賭博カフェと自宅でのネット賭博は違うので安全」などと説明している。

（グレーゾーン論者の主張）

- インターネットを通じて、日本国内で賭博に参加していると評価されれば日本の刑法が適用され、賭博罪に該当する。これに対して、日本国外で賭博に参加していると評価されれば、海外の法律が適用されるということになれば、合法となる。この点については現在のところ不透明である。
- 仮に、国内で賭博に参加していたとしても、賭博罪は、「必要的共犯」であり、賭博開帳者と共に処罰される（刑法186条2項参照）ことが前提である。賭博開帳者が国外犯として処罰されないのであれば、その対抗犯である賭博罪は成立しない。

グレーゾーン論者の主張に対する疑問

- グレーゾーン論者の主張は、「必要的共犯」で賭博開帳者が処罰されないから、国内のプレイヤーが賭けるのも現在のところ、違法ではないから「どうぞやってください」という姿勢に大きな違和感がある。
- オンラインカジノには、IR整備法に基づくランドベースカジノと異なり、賭博罪の違法性阻却の根拠である「目的の公益性」、「運営主体の性格」、「収益の扱い」、「運営主体の廉潔性」、「運営主体の公的管理監督」、「運営主体の財政的健全性」、「副次的弊害の防止」がいずれも認められない。
- 「副次的弊害の防止」としては、「ギャンブル依存症」、「マネー・ローンダリングの防止」、「反社会的勢力の排除」が求められるが、そのような対策も全く取られず、野放図にプレイヤーに賭博を推奨する行為自体、問題があると考えられる。オンラインカジノは暴力団の資金源となっている可能性も大きいし、間違いなく賭博依存症の問題があるはずである。さらに、オンラインカジノは、その匿名性とビットコインなどの仮想通貨を利用することによって、マネー・ローンダリングに利用されているとのFATF (Financial Action Task Forces: 金融作業部会: マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の政府間会合) の報告 (Vulnerabilities of Casinos and Gaming Sector) もある。
- そもそも、同じ国内でも、オンライン賭博カフェでプレーすれば賭博罪になり、自宅で行えば賭博罪に該当しないというのも大きな違和感がある。
- 特に、日本から国外にサイトを開いて、そのサイトで開帳しても、その実際の管理運営は日本から行う場合は、そうした賭博行為はサイトが海外にあるというだけで、開帳者も賭けを行うものも日本国内で、かつ日本で遠隔操作する場合には、賭博場開帳行為・賭博の両方とも日本国内において行われていると評価せざるを得ないのではないのか。

刑法の属地主義・属人主義

- 刑法は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用されることになっている（刑法1条）。これは、「属地主義」（国内で犯された犯罪に対しては行為者の国籍を問わず自国の刑法を適用する）という考え方である。
- したがって、日本国内で外国人が地下カジノ等でプレー（賭け）をする場合も、賭博罪（刑法185条）や常習賭博罪（同法186条1項）の対象となる。また、オンラインカジノについても、国内で店舗型のオンラインカジノを設けている場合は、店主には賭博開帳罪（同法186条2項）、プレイヤーには賭博罪や常習賭博罪を適用して摘発されてきた例が多数ある。
- 他方、日本人が海外旅行の際に、海外のカジノにおいてプレー（賭け）をする行為は明らかに賭博行為であるが、違法ではない。また、日本の法人やその現地法人が日本国外においてカジノ場を運営してもこれは違法ではない。これは、賭博罪、常習賭博罪、賭博開帳罪が、日本国民の国外犯処罰規定（同法3条）の対象となっていないからである。すなわち、わが国は賭博関連罪について、「属人主義」（自国民による犯罪に対しては犯罪地を問わず自国の刑法を適用する）を適用していない。
- プロ野球の元投手や芸能人である韓国人がマカオやラスベガスで多額の賭けをして「海外遠征賭博」（遠征賭博）により、韓国当局により逮捕されたことが話題になるが、これは、韓国の関連刑法において、「属人主義」を採用しているからである。

必要的共犯

- 「必要的共犯」とは、「任意的共犯」の対となる概念である。
- 「任意的共犯」が、単独でも犯しうる犯罪に複数人が関与する場合で、共同正犯（刑法60条）、教唆犯（同法61条）、幫助犯（同法62条）の規定が適用される。たとえば、殺人罪（同法199条）や窃盗罪（同法235条）は共犯の存在なくして成立し得る。
- 「必要的共犯」は、その犯罪が成立するために複数人による共働や加功が犯罪類型上、前提とされている。
- 「必要的共犯」にも、「集団犯」と「対抗犯」の2種類がある。
 - 「集団犯」は、内乱罪（刑法77条）や騒乱罪（同法106条）のように、犯罪の構成要件上同一の目標に向けられた多衆の共同行為を要する犯罪をいう。
 - 「対抗犯」は、重婚罪（同法184条）、贈賄罪・収賄罪（同法197条～198条）のように、犯罪の構成要件上2人以上の者の互いに対抗した行為を必要とする犯罪をいう。その双方とも処罰される場合が一般的であるが、わいせつ物頒布・販売罪（刑法175条）のように、対向者の一方のみ（販売者）を処罰する場合もある（大谷實「刑法講義総論（新版第3版）」（成文堂）368頁）。

グレーゾーン論者が拠り所にする必要的共犯に関する下級審判決

- グレーゾーン論者が、賭博場開帳罪と（常習）賭博罪が必要的共犯であると主張する根拠の拠り所となるのが、東京地判昭和59年11月5日（刑集最高裁判所刑事判例集40巻6号514頁）である。
- 同事件では、賭博遊技場経営者に賭博場開帳罪の実行行為が成立すると認められるためには、「経営者の右の個々の賭客との賭博行為の存在を立証する必要がある」として、その理由を以下のとおり掲げている。

「賭博行為」は、財物を賭して偶然の輸を争う行為であって、相手方たる賭客の存在を必要とする対向的必要的共犯であり、これを処罰する理由は、賭博が「国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎を成す勤労の美風を害するばかりでなく、甚だしきは暴行、脅迫、殺傷、強盗その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらある」（最判昭和二五年一月二二日刑集四巻二三八〇頁）ことにあるほか、「當事者ノ産ヲ破ル虞アルカ故」（大判昭和四年二月一八日法律新聞二九七〇号九頁）にこれを処罰するのであり、その保護対象が、公益ばかりでなく、個人的な面にも及んでいることを考慮すれば、賭博遊技場経営者の賭博行為を「不特定多数の賭客を相手方とした賭博行為」と広く捉えると、個々の相手方たる賭客の存在があいまいとなり、その賭客の勤労観念や財産等を侵害する点を捨象する点で捨象することになるので、やはり個々の賭客の存在を明らかにし、その賭客との間の賭博行為としての刑事責任を問うべきものとする。

最高裁判決を前提とすると賭博罪は必要的共犯ではない

- 最高裁判所の判決である[最判昭和24年1月11日（最高裁判所裁判集刑事7号11頁）](#)は、以下のとおり、賭博場開帳罪と常習賭博罪を別個独立の犯罪であり、賭博の共犯者中に賭博開帳罪に該当するものがなく、同罪によって処罰されたものがなかったとしても常習賭博罪は成立するものと判示している。
- 本判決は、賭博場開帳罪と（常習）賭博罪が必要的共犯であることを否定した判決であると考えられる。「賭博罪」（刑法185条）と「常習賭博罪」（同法186条1項）の違いは、「常習性」だけであるので、本判決に従えば、「賭博場開帳罪」と「賭博罪」についても別個独立の犯罪であると考えられる。

常習賭博罪と賭博開張罪とは刑法第一八六条の第一項と第二項とに分けて規定されて居るのであつて、もともと両罪は罪質を異にし、且その構成要件も何ら関聯するところがないのであるから、両罪が同一条下に規定されて居るからと云うて、所論のように不可分の関係にあるものと即断することは出来ないし、又両罪は全然別個の犯罪事実に関するものであるから、所論のように正犯と従犯の関係にあるものでないことも極めて明白であるばかりでなく、被告人兩名の賭博常習性の有無は専ら、各被告人個人の習癖の有無によつて決せられることであるから、本件賭博の共犯者中に賭博開張罪に該当するものがなく、又同罪によつて処断されたものがなかつたとしても、それによつて被告人兩名に対する常習賭博罪の成立が阻却される理由は少しも存しない。

賭博罪を必要的共犯であるとする下級審判決への疑問

- 著名な刑法学者（大谷實、山口敦、前田雅英先生らの著書）の書籍を調べてみた限りでは、「贈賄罪」と「収賄罪」の関係と同様に、「賭博開帳罪」と「（常習）賭博罪」について、「対抗的必要的共犯」であるとするものはない。
- 仮に、「賭博場開帳罪」と「（常習）賭博罪」が、上記の東京地方裁判所の判決のとおり、対抗的必要的共犯であったとしても、グレーゾーン論者が主張するとおりの結論となるかについても疑問がある。
- 上記の東京地方裁判所の判決では、賭博遊技場経営者に賭博場開帳罪の成立のためには、対抗的なプレイヤー（顧客）の賭博行為がなければならないとするものである。海外にサーバーを置くオンラインカジノ事業者については、オンラインカジノ事業者の「賭博場の開帳」とプレイヤーの「賭博行為」というそれぞれの実行行為はいずれも特定しており、仮に属地主義の観点からオンラインカジノ事業者に賭博場開帳罪が成立しないとしても、それに伴って、国内のプレイヤーに（常習）賭博罪が成立しないとまで言えるかについては疑問がある。
- 贈賄罪・収賄罪のような対抗的必要的共犯について、贈賄者が国外にいて、収賄者が国内にいる場合に、贈賄者に贈賄罪が成立しないからといって、収賄者に収賄罪が成立しないと考えられているか、というとそういう訳ではないと思われる。
- 以下のとおり、海外のオンラインカジノ事業者の「賭博場の開帳」は「国内において」行われているものと考えられ、そもそも、必要的共犯か否かは論点にならないものと考えられる。

他の法令における「国内において行われる」の判断

- 公然わいせつ罪（刑法174条）に関しては、[海外サーバーに猥褻な画像をアップロードして有罪となった事件](#)や[海外に拠点を置く動画投稿サイトの運営者が有罪となった事件](#)がある。
- 金融庁は、外国の銀行や証券会社がインターネットを通じて、日本国内の顧客に対して、預金や有価証券を勧誘することは、銀行法や金融商品取引法に照らして違法である旨、インターネット上で注意喚起をしている。

[「預金口座開設の勧誘に関する注意喚起について」](#)

[「無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください」](#)

- 一 日本国内から、インターネットを通じて、海外で開設されたインターネットのオンラインカジノに参加したり、インターネットで中継されている海外のカジノに参加することは、国内のインターネットカジノ店において参加する場合だけでなく、国内の自宅からインターネットを通じて参加する場合であっても、刑法第百八十五条の賭博罪に該当するという理解でよいか。
- 二 上記一の「日本に所在する者」にサービスを提供した者には、国内犯が適用されるか。すなわち、海外にサーバを置いて賭博サービスを提供する業者にも、賭博開帳罪（同法第百八十六条第二項）が成立し得るという理解でよいか。
- 三 賭博罪の成立要件とされる必要的共犯に関して、共犯者の片方（賭博に参加する者）が国内、もう片方（賭博開帳者）が国外に所在する場合に共犯関係は成立し得るのか。片方を罰する事が出来ない（非可罰的な）状態にあっても、両者による共犯関係を立証することが出来ればもう片方の者の罪は成立し得るのか。
- 四 日本国内から、インターネットを通じて、代行業者を通じて海外の宝くじを購入する行為は、刑法第百八十七条第三項の「富くじを授受」する行為に該当するという理解でよいか。
- 五 国内からインターネットを通じて、オンラインカジノに参加する行為や海外の宝くじを購入する行為が賭博罪や富くじ罪に該当し、禁止されていることを国民に周知するための政府広報をすべきではないか。

一から三までについて

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であることから、政府として、お答えすることは差し控えるが、一般論としては、賭博行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百八十五条の賭博罪が成立することがあるものと考えられ、また、賭博場開張行為の一部が日本国内において行われた場合、同法第一百八十六条第二項の賭博開張凶利罪が成立することがあるものと考えられる。

四について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であることから、政府として、お答えすることは差し控えるが、一般論としては、富くじの授受行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法第一百八十七条第三項の富くじ授受罪が成立することがあるものと考えられる。

五について

御指摘のような観点からの広報については、今後の社会情勢等を踏まえ、慎重に検討してまいりたい。

政府答弁書の評価

- オンラインカジノにおける「賭博行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条の賭博罪が成立することがあるものと考えられ、また、賭博場開張行為の一部が日本国内において行われた場合、同法第百八十六条第二項の賭博開張凶利罪が成立する」とされている点が注目される。
- この答弁書について、海外のオンラインカジノ事業者についても日本国内でその行為の一部が行われた場合には賭博開帳罪が成立するとした所が非常に大きいと考えられる。
- 賭博行為の一部が日本国内において行われた場合には、賭博開帳罪が別件で摘発されているかどうか、すなわち、賭博開帳罪と（常習）賭博罪が対抗的必要的共犯であるか否かは問題にせずに、賭博罪の成立を認めている点も非常に大きな判断であると考えられる。

「オンラインカジノに関する質問主意書」 (丸山穂高衆議院議員・令和2年2月14日)

近年日本人向けにインターネット上で賭博行為を行ういわゆるオンラインカジノが多数開設されており、利用する人が増えることが予想される。関連して、以下質問する。

- 一 政府において「オンラインカジノ」の定義はしているか。回答されたい。
- 二 政府は過去の質問主意書に対する答弁書において、インターネットのオンラインカジノで賭博行為を行った場合、「一般論としては、賭博行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条の賭博罪が成立することがあるものと考えられ、また、賭博場開張行為の一部が日本国内において行われた場合、同法第百八十六条第二項の賭博開張凶利罪が成立することがあるものと考えられる」と回答している。日本国内からアクセスし、賭博行為の一部を日本国内において行うことが可能なオンラインカジノのサイトについて、政府はその実態を把握しているか。把握している場合、該当するオンラインカジノの総数、利用者数及びこれまで摘発した件数等、その把握している内容を伺いたい。また、それらに対する取り締まり体制はどのようになっているのか、具体的に回答されたい。
- 三 海外で開設された無店舗型オンラインカジノで賭博したとして平成二十八年三月十日に京都府警察は単純賭博容疑で三人を逮捕したと報じられている。検察はそのうちの二人については略式起訴としたが、略式手続を受け入れず正式裁判で争う姿勢を見せた一人については不起訴処分としたと報じられている。本件でこの一人が不起訴処分となった理由は何か、具体的に回答されたい。また、不起訴処分となった者がオンラインカジノで利益を出していた場合、その所得は雑所得として税務申告の義務があると考えられるが、本件における税務申告はあったか。回答されたい。
- 四 オンラインカジノの提供者は、現行法の賭博罪は必要的共犯とされており、賭博が合法的な国からインターネットにより提供されるオンラインカジノのサービスはそもそも犯罪を構成しないという宣伝をして、プレーヤーを誘い込んでいる。このような宣伝を否定し、オンラインカジノについては賭博罪が成立することがあることを広報するなど、政府として適切な措置を講ずるべきではないか。前記答弁書においては、「御指摘のような観点からの広報については、今後の社会情勢等を踏まえ、慎重に検討してまいりたい」としているが、その後の検討状況はどのようになっているのか、併せて回答されたい。
- 五 刑法の賭博罪は、明治四十年に制定され、インターネットが存在しなかった時代の法規範となっている。インターネット利用を想定した現在の実態に合わせた新たな法律を定める必要があると考える。政府の見解は如何なるものか、回答されたい。
- 六 世界各国においてはオンラインカジノを合法化し財源にしている国も多数ある。今後、我が国においてオンラインカジノの合法化の検討を行うことはあり得るのか、政府の見解を問う。

「オンラインカジノに関する質問主意書」に関する「答弁書」（令和2年2月28日）

近年日本人向けにインターネット上で賭博行為を行ういわゆるオンラインカジノが多数開設されており、利用する人が増えることが予想される。関連して、以下質問する。

一について

御指摘の「オンラインカジノ」については、政府として確立した定義を有していない。

二について

ウェブサイトを利用した賭博事犯については、都道府県警察において、必要な体制を整備して実態の把握に努め、取締りを行っているところ、平成三十年中の検挙件数として警察庁が都道府県警察から報告を受けたものは十三件である。

三について

御指摘の三人に対する事件については、京都区検察庁において、いずれも、賭博罪により公訴を提起して略式命令を請求し、京都簡易裁判所により、罰金二十万円又は罰金三十万円の略式命令が発せられたものと承知している。

四について

御指摘のような観点からの広報については、引き続き、社会情勢等を踏まえ、慎重に検討してまいりたい。

五及び六について

御指摘の「インターネット利用を想定した現在の実態に合わせた新たな法律」及び「オンラインカジノの合法化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、現時点で、政府として、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条の賭博罪等の規定を改正することは検討していない。

2016年の2件の摘発事例

1. [1件目の摘発事例](#)（※弁護士ドットコム「[海外サーバの「オンラインカジノ」で初の摘発・・・なぜ決済業者が逮捕されたのか？](#)」に筆者がコメントした記事）

海外のオンラインカジノに賭け金を振り込むための決済サービスを運営し、プレイヤー（顧客）に賭博をさせていたとして、さいたま市の会社役員男性ら2人が2016年2月中旬、常習賭博罪の疑いで千葉県警に逮捕された。無店舗型のオンラインカジノについて、賭博罪が適用されるのは全国初の事案でした。

報道によれば、会社役員らは2012年から2015年までのおよそ3年間、海外のオンラインカジノが利用できる決済サービスを運営し、常習的に不特定多数の客に賭博行為をさせていた疑いが持たれている。これまで10億円を超える利益をあげていたとみられる。

バカラなどができるソフトを客のパソコンにインストールさせたうえで、賭け金を指定の口座に振り込ませ、勝敗に応じて現金を払い戻していたとのことである。

2. [2件目の摘発事例](#)（※弁護士ドットコム「[オンラインカジノの客、全国初の逮捕「海外サイト」なのに摘発されたのはなぜ？](#)」に筆者がコメントした記事）

インターネット上のオンラインカジノで賭博をしたとして、京都府警は2016年3月10日、大阪府吹田市の30代男性ら3人を、単純賭博容疑で逮捕しました。無店舗型オンラインカジノでプレイヤー（顧客）が逮捕されるのは全国初の事案であった。

報道によれば、3人は2016年2月頃、オンラインカジノに接続し、「ブラックジャック」で金を賭けた疑いが持たれている。利用したサイトは英国に拠点であるが、日本人女性のディーラーがルーレットやブラックジャックなどのゲームを提供していました。プレイヤーは、あらかじめ氏名やメールアドレスなどを登録し、クレジットカードや決済サイトを使って入金し、賭けていた。サイトは日本語でやりとりができ、賭博の開催時間は、日本時間の夕方から深夜に設定されていました。サイトでは1日平均で合計95万円程度が賭けられた。

3人の逮捕容疑は2016年2月18日から26日までに、会員制カジノサイト「スマートライブカジノ」で、ブラックジャックのゲームに現金計約22万円を賭けた疑いがある。容疑者の一人は「1000万円ほど賭けた」と話しているようである。

この逮捕においては、画面上に利用客がやりとりする「チャット」機能もあり、府警はこの書き込みなどを元に容疑者を割り出した。京都府警は事実上、国内で日本人向けにカジノが開かれて賭博行為をしていると判断した。

本件については、京都区検察庁において、いずれも、賭博罪により公訴を提起して略式命令を請求し、京都簡易裁判所により、罰金20万円又は罰金30万円の略式命令が発せられた。（令和2年2月28日の[衆議院議員丸山穂高君提出オンラインカジノに関する質問に対する政府の答弁書](#)参照）

オンラインカジノのプレイヤーに対して賭博罪の有罪判決がなされているという点でも本件は重要な事件であると考えられる。上記政府答弁書によれば、「平成三十年（※2018年）中の検挙件数として警察庁が都道府県警察から報告を受けたものは十三件である。」とのことである。

2件の摘発事例の評価

1. 1件目の摘発事例（※弁護士ドットコム「海外サーバの「オンラインカジノ」で初の摘発・・・なぜ決済業者が逮捕されたのか？」に筆者がコメントした記事）

- この摘発事例の容疑者は、日本国内の顧客と海外のオンラインカジノ事業者との間の賭け金の入金と払い出しの決済（送金）を行っており、「決済サービスは行ったが、賭博はしていない」と容疑を否認しているようである。警察はこのような決済サービスとオンラインカジノ事業者が「実質的に一体」と見て摘発したのではないかと思われる。
- このような送金サービスは、銀行または資金移動業者（100万円相当以下）しか許されないの、銀行法又は資金決済法違反でもある。実際、決済サービスとオンラインカジノ事業者は「実質的に一体」とと思われる。
- 私も過去、海外のオンラインカジノ事業者から、資金決済法上の資金移動業者の登録の支援を依頼されたことがあるが、賭博開帳罪・賭博罪の懸念が払しょくできないことから断った。

2. 2件目の摘発事例（※弁護士ドットコム「オンラインカジノの客、全国初の逮捕「海外サイト」なのに摘発されたのはなぜ？」に筆者がコメントした記事）

- この摘発事例は、実態が日本人向けのサイトで、「国内で日本人向けカジノが開かれて賭博行為をしている」と判断したとのことであり、階猛衆議院議員の「賭博罪及び富くじ罪に関する質問主意書」の回答に沿った摘発事例である。

オンラインカジノのアフィリエイトの行為は賭博罪の幫助に該当する

- 橋爪隆教授（刑法・東京大学大学院法学政治学研究科教授）の「[賭博罪をめぐる論点について](#)」（2022年3月22日・[経済産業省・第5回 スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り方研究会 資料](#)）によれば、海外で運営されるオンラインカジノに参加する日本の参加者（プレイヤー）に日本の刑法の賭博罪（刑法185条）が成立する以上、これを幫助する行為についても日本の刑法が適用されるとしている（刑法62条1項）。（※橋爪教授は、この場合の日本の参加者（プレイヤー）に賭博罪（刑法185条）が成立することを当然の前提としている。）
- いわゆるオンラインカジノのアフィリエーターが行う「データ等の提供」は、海外事業者によるベッティングの運営を容易にする行為であり、直接的に参加者の賭博行為を幫助しているわけではないが、「海外事業者による運用を容易にすることは、当該サービスを利用してベッティングに参加する者の行為を間接的に容易にしていると評価する余地がある（いわゆる間接幫助）。」「そして、幫助犯の故意としては正犯者を個別に特定する必要はない」から、日本国内からベッティングに参加する者が一定数存在する蓋然性が高いと認められる場合に、そのことを認識、認容しながら、データ等の提供を行い、ベッティングへの参加を容易にしていれば、賭博罪の幫助犯の成立が認められる可能性があるとしている。

オンラインカジノの今後

- 筆者自身もオンラインカジノ（ネットカジノ）の存在自体に反対するものではない。むしろ、ビットコインや近時のNFT等の暗号資産を用いたFinTec等のイノベーションが進んでいく中で、オンラインカジノ（ネットカジノ）を否定することは難しいかもしれない。
しかしながら、そのためには、IR整備法に見られるような合法化のための法制化、特に賭博依存症対策、反社対策、マネー・ローンダリング対策等の議論を乗り越えなければ難しいと思われる。
ランドベースのカジノの導入について四苦八苦している現状からすれば、日本においてオンラインカジノ（ネットカジノ）の合法化の議論がなされるのは時期尚早である。
- 上記で紹介した[令和2年の丸山穂高衆議院議員の質問主意書](#)における「五 刑法の賭博罪は、明治四十年に制定され、インターネットが存在しなかった時代の法規範となっている。インターネット利用を想定した現在の実態に合わせた新たな法律を定める必要があると考える。政府の見解は如何なるものか、回答されたい。」「六 世界各国においてはオンラインカジノを合法化し財源にしている国も多数ある。今後、我が国においてオンラインカジノの合法化の検討を行うことはあり得るのか、政府の見解を問う。」との質問に対して、[政府の答弁書](#)は、「御指摘の「インターネット利用を想定した現在の実態に合わせた新たな法律」及び「オンラインカジノの合法化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、現時点で、政府として、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条の賭博罪等の規定を改正することは検討していない。」としている。